

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障 施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び充当される社会保障施策経費については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分）	1,314,000千円
【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	20,205,828千円